

国東市告示第 39 号

国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

国東市長 松 井 督 治

国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金交付要綱

(目的)

第 1 条 この告示は、原油価格及び物価の高騰により事業活動に影響を受けながら事業継続に取り組む事業者を支援するため、国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金(以下「助成金」という。)を交付する事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者又は同条第 5 項に規定する小規模企業者をいう。
- (2) 対象期間 令和 7 年 7 月から 12 月までの期間をいう。
- (3) エネルギー料金 電気料金、ガス料金及び事業用燃料料金をいう。
- (4) 電気料金 市内において、対象期間に自らの事業活動に使用した電気料金をいう。
- (5) ガス料金 市内において、対象期間に自らの事業活動に使用した都市ガス及び液化石油ガス(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)第 2 条第 1 項に規定する液化石油ガスをいう。)料金をいう。
- (6) 事業用燃料料金 市内において、対象期間に自らの事業活動に使用した事業用のガソリン、軽油、重油、灯油等で、対象期間に購入した費用をいう。

(助成対象経費)

第 3 条 助成対象経費は、消費税及び地方消費税を含むエネルギー料金の支払合計額とする。ただし、助成対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 原材料としての使用及び他者への販売を目的として購入したものに係る料金は除く経費とする。
- (2) 住居兼事業所で使用した電気料金及びガス料金は、3 分の 2 を乗じて得た額と

する。

(3) 自家用車兼業務利用車両で使用した料金は、3分の2を乗じて得た額とする。

(助成金の交付対象者)

第4条 助成金の交付対象となる事業者は、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とする。

- (1) 令和6年11月30日までに市内で創業している事業者
- (2) 助成金申請時に、市内で継続的に事業を行っている事業者
- (3) 前条に規定する助成対象経費が19万8千円以上の事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者については、助成金を交付しない。

- (1) 市税等を滞納している事業者
- (2) 主として農業、漁業又は林業を行う事業者
- (3) 国、県等が支給する、同様類似の助成金又は補助金を同時期に受給する事業者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者
- (5) 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いている事業者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が補助金の目的等に照らして適当でないと認める事業者

(助成金の金額)

第5条 助成金額は、次のとおりとする。ただし、1つの事業者が市内で複数の事業を営んでいる場合においても、助成金額は変わらないものとする。

- (1) 助成対象経費の合計額が19万8千円以上33万円未満の事業者 5万円
- (2) 助成対象経費の合計額が33万円以上66万円未満の事業者 10万円
- (3) 助成対象経費の合計額が66万円以上99万円未満の事業者 15万円
- (4) 助成対象経費の合計額が99万円以上の事業者 20万円

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)、交付申請額明細書(様式第2号)及び誓約及び同意書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 対象期間のエネルギー料金の支払を証する書類

(2) 自家用車兼業務利用車両分、業務利用車両分の車検証の写し(事業用燃料に車両利用分を含める場合)

(3) 事業活動を証明する書類(確定申告書の写し等)

(4) 振込口座に係る通帳等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査し、給付の可否を決定し、国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金交付決定(却下)通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、虚偽の申請その他不正の手段により給付金の交付決定を受け、又は給付金の交付を受けた者に対し、その決定を取り消し、又は給付金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

国東市長 様

申請者 所在地又は住所
名称又は氏名
代表者氏名

印

国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金交付申請書兼請求書

国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金交付要綱第6条の規定により、次のとおり助成金の交付を申請します。

1 交付申請(請求)額 _____円

2 市内の事業所等の名称及び業種

(1)市内事業所名称 _____ (2)業 種 _____

3 振込先口座

金融機関名		支店等名	
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

4 【添付書類】〈各項目に☑してください。〉

1 エネルギー料金の領収書等(通帳の写し含む)

※ただし、領収書等で対象月が確認できない場合は、別途請求明細書等の添付が必要です。

2 自家用車兼業務利用車両分、業務利用車両分の車検証の写し(事業用燃料に車両利用分を含める場合)

3 事業活動を証明する書類(直近の確定申告書等の写し)

- ・個人事業者で青色申告した場合：令和7年分の確定申告書及び所得税青色申告書決算書(両面)の写し
- ・個人事業者で白色申告した場合：令和7年分の確定申告書及び収支内訳書(両面)の写し
- ・個人事業者で住民税申告した場合：令和8年度分の住民税申告書の写し及び収支内訳書(両面)の写し
- ・法人の場合：直近の法人税の確定申告書別表一の写し及び法人事業概況説明書(両面)の写し

決算書(「損益計算書」、「販売費・一般管理費内訳書」)

4 振込先口座が確認できる書類(金融機関、口座番号、口座名義等が分かる通帳等の写し)

5 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金交付申請額明細書
申請者名

対象月	電気料金(税込) 【使用料金】		ガス料金(税込) 【使用料金】		事業用燃料(税込) 【購入費用】	
	※(B)は2/3を乗じた額を記入してください。(小数点以下は切捨て)		※(B)は2/3を乗じた額を記入してください。(小数点以下は切捨て)		※(B)は2/3を乗じた額を記入してください。(小数点以下は切捨て)	
R7 7月	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A) 業務利用車両 記入欄 円	(B) 自家用車兼業 務利用車両記入欄 円
8月	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A) 業務利用車両 記入欄 円	(B) 自家用車兼業 務利用車両記入欄 円
9月	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A) 業務利用車両 記入欄 円	(B) 自家用車兼業 務利用車両記入欄 円
10月	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A) 業務利用車両 記入欄 円	(B) 自家用車兼業 務利用車両記入欄 円
11月	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A) 業務利用車両 記入欄 円	(B) 自家用車兼業 務利用車両記入欄 円
12月	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A)事業所使用 記入欄 円	(B)住居兼事業所 使用記入欄 円	(A) 業務利用車両 記入欄 円	(B) 自家用車兼業 務利用車両記入欄 円
合計	【電気料金計】 円		【ガス料金計】 円		【事業用燃料費計】 円	
【エネルギー料金の合計】(c)					円	
助成額					申請額	
※エネルギーの合計額(c)が下記の区分により申請額が決定します。 <input type="checkbox"/> 合計額が19万8千円以上33万円未満 5万円(助成額) <input type="checkbox"/> 合計額が33万円以上66万円未満 10万円(助成額) <input type="checkbox"/> 合計額が66万円以上99万円未満 15万円(助成額) <input type="checkbox"/> 合計額が99万円以上 20万円(助成額)					_____円	

※交付申請額が上限額に達する場合は、すべての対象月について記入する必要はないものとし、領収書等の写しについても、記入した対象月以外のものの添付は不要とする。

様式第3号(第6条関係)

誓約及び同意書

国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金(以下「助成金」という。)の申請に当たり、下記のとおり誓約・同意いたします。

- 1 市内の事業所で事業を営み、引き続き市内で事業を継続する意思があります。
- 2 助成金支給要件該当性等の審査に関し、私(法人にあっては、事業所及びその代表者)の必要な地方税関係情報その他関係情報を市が調査することに同意します。また、確認できない場合は関係書類を提出します。
- 3 助成金の申請に係る提出書類の記載内容は、全て事実です。
- 4 国・県等、同様類似の助成金・補助金を同時期に受給しません。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者には該当しません。
- 6 事業実施に当たって必要な許認可その他事業実施に当たって必要な関係法令上の規定による要件を欠いていません。
- 7 この申請書は、本市において支援金の交付を決定したときは、助成金の請求書として取り扱います。
- 8 助成金の交付後に助成金の交付決定が取り消されたときは、交付を受けた助成金の全部を返還します。

年 月 日

国東市長 様

誓約・同意者 所在地(住所)
名称(氏名)
代表者氏名

ご連絡先電話番号 ※提出書類に不備等があった場合に ご連絡いたしますので、日中つながる電話番号の記入をお願いいたします。	固定電話	
	携帯電話	

様式第4号(第7条関係)

年 月 日

様

国東市長



国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金交付決定(却下) 通知書

年 月 日付けで申請のありました国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金については、下記のとおり決定(却下)しましたので、国東市中小企業・小規模事業者エネルギー料金高騰対策助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 円

2 交付条件

(却下理由)